

検事や裁判官の経験を 途上国の法整備支援に生かす



赤根智子氏（法務省法務総合研究所国際協力部長）

1975年東京大学文科I類入学、1979年司法試験合格、1980年東京大学法学部卒。1982年検事任官、横浜地検等に勤務。1989年から2年間アメリカに留学、アラバマ州のジャクソンビル州立大学大学院のCriminal Justiceコースで学ぶ。その後、仙台地検、東京地検、札幌地検等で検事、法務総合研究所国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研修所）で教官、名古屋大学及び北京大学法科大学院で派遣教員等。2009年1月から法務総合研究所国際協力部長。

赤根先生は、平成21年1月から、法務省法務総合研究所の国際協力部長に就任し、さまざまな機関と連携しながら途上国への法整備支援に携わっておられる検事です。

Q1

現在、法務省法務総合研究所で国際協力部長をされているということですが、具体的にはどのようなことをされているのですか？

(1) 法務省法務総合研究所国際協力部及びその職員について

法務省は、平成6年からアジアの国々に対して支援を行ってきましたが、各国から支援の要請が年々高まったことから、平成13年4月に法整備支援を専門的に行う部署として、法務総合研究所内に国際協力部を新設しました。国際協力部には、裁判官、検察官などの出身の教官と国際協力専門官がいます。教官も国際協力専門官も、検察官・裁判官や検察事務官等のいわゆる転勤の一異動先という位置づけであり、前者は、主として日本国内において法整備支援活動を行っていますが、その業務は多岐にわたっています。相手国のニーズを見極め、より適切で充実した内容になるよう配慮しながら、例えば国内で実施する研修プログラムの企画、JICA・国内の学者等との連絡調整等を行うほか、海外に派遣されている長期専門家や海外の関係機関などとの連絡調整などを行っています。さらに年に数回、それぞれ1週間から1ヶ月程度の短期間、支援対象国を訪問し、現地で調査・セミナーを実施したり相手国の関係者と協議をしたりしています。後者は、各研修・海外セミナー、国内で開催する各種会議やシンポジウム等の関連業務等教官の業務を補佐する業務、例えば海外から来日する研修生や専門家の招へい業務、国内の学者や専門家への講義依頼事務、訪問・見学場所等の確保事務、その他予算・経理、物品調達などの事務を行っています。

(2) 赤根先生ご自身の職務内容について

私も教官の一人という位置づけですが、複数名いる教官を統括し、マネジメントしてゆく立場にあります。国際協力部では、JICAの技術協力としての法整備支援活動に協力してプロジェクトを進めるべく、ベトナムやカンボジアに長期専門家として教官等を派遣しています。一つのプロジェクト開始

までには、支援対象国の法制度の実情調査などを行いますし、プロジェクトが開始されれば、現地において、派遣された長期専門家が日常的な支援活動を行ったり、国内の学者等による支援組織を作って、長期専門家を通じ、アドバイスをしたりもします。また、支援対象国の司法関係者らを日本に招いたりして、プロジェクトの目的と必要性に従い、日本の法制度の講義、対象国の法律案の起草に関する協議をしたり、法制度及びその運用に関する協議等を行う研修を実施したりしています。このほか、支援対象国での各種法令やその運用の調査活動や、大学教授らとともに、アジア・太平洋地域における民商事分野の各種法制度の調査研究を行い、その成果に基づきシンポジウムを開催するなどの研究活動なども行っています。こうした業務を総合的にマネジメントするのが、私の職務ということになります。最近ではアジアの多くの国から支援の要請が来るわけですが、その全てについて、一挙に法整備支援に取りかかることは不可能ですから、どの国に、あるいはどの国から、どういう形でどういう支援を行っていくのがその国のために一番いいのかを、常に教官や JICA や法務省の人たちと協議し、その方向性を探りながら、進めてゆきます。

Q2

法務総合研究所の国際協力部は、法整備支援を専門に行う部署ということですが、どのような特徴があるのですか？ 例えば「押し付けでない法整備支援である」などと言われますが、これはどういうことですか？

まず、法律というのは、例えば外圧等により、支援対象国が仕方なく制定

したとすれば、全く意味がありません。なぜその法律が必要なのが真に理解されないまま、それが国際的な基準だから、などと言われて仕方なく法律を作っても、その法律がその趣旨にのっとって適切に運用されるはずがありません。そこで、国際協力部をはじめ、日本が法整備支援に関わる場合には、要請主義という立場をとっています。この要請主義というのは、国際協力全般に貫かれている主義であると言われていますが、支援の要請が来て初めて支援に乗り出す姿勢のことを指します。また、支援要請が来たからといって、すぐにその要請のままの支援を行うわけではなく、まずその支援要請国の法制度についての基礎調査などを十分にを行い、支援要請国側とも意見交換をしながら、何がその国に必要な法整備であり、何故日本がその支援を行うことが適切であるのか、支援国側も含めて十分な相互理解に達し、支援内容等を含め合意に達したときに支援を開始するのです。こうした姿勢が、法務総合研究所国際協力部を初め、日本が行っている法整備支援の特徴である「押し付けでない法整備支援」ということの意味です。

また、法整備支援を行う際の方法論にもその特徴が表れています。支援対象国と日本の共同作業という形で法整備支援を行っているのです。共同作業という形で法整備支援に取り組めば、その過程で共同作業に携わる人々の意識が変わり、法律に対する見方にも変化が現れますから、人材が育成されるという副産物が生じ、支援対象国には法律だけでなく、法律を作る能力も根付くからです。

Q3

検事または裁判官としての職務経験は、どんな風に生かされているのですか？

カンボジアやベトナムに対する法整備支援を例にあげると、たとえば民事訴訟法等の立法支援の場面では、日本でも、条文解釈をめぐる実務の現場でその適用などが議論に上ることがあると思いますし、条文の趣旨と実務での運用がかい離するような場合もあると思います。それらの国における法律条文の規定の仕方について一定の提案をする際にそのような裁判官の経験は生かされていると思います。

また、刑事系の分野でいえば、司法研修所での司法修習生としての経験が生かされる場合もあります。カンボジアの裁判官・検察官養成学校においては、現在日本の司法研修所で使用されているようないわゆる白表紙の作成・使用や、模擬裁判の実施を助言し、それが今実際に行われています。



カンボジア・裁判官・検察官養成学校

Q4

まだ現在の立場に就かれてから間もないというお話ですが、職務を進めてゆかれる上で感じている問題点などはありますか？

平成21年1月から現在の職務に就いていますが、大きく2つの問題点を感じています。

まず、法整備支援に携わる人間の回転が速いことが挙げられます。これは、日本の特徴であると思います。法務省法務総合研究所国際協力部への異動は、通常の転勤の一形態として行われますから、2、3年おきに人員が変わってゆきます。他の国では、法整備支援に20年も携わる人がいる場合もあると聞きます。国際協力部は組織として法整備支援に取り組んでいますから、継続性はありますが、人が入れ替わると、やはり最初のうちは、引き継ぎなどで大変です。ノウハウの伝達も容易ではありません。また、法整備支援は人と人との信頼関係で成り立っているものですが、プロジェクトの立ち上げ準備段階と、プロジェクト終盤とで、人が入れ替わってしまうことが多く、信頼関係をいかに維持しながらプロジェクトを進めてゆくか、を意識する必要があります。

ただし、国際協力部内の人の回転が早いというのは、メリットもあります。国際協力部で仕事をする人たちは、その異動の直前まで、実務の現場で仕事をしていたわけですから、まさにその時代に実務で求められるものを法整備支援の場に提供することができるのです。

次に問題点として感じているのは、法整備支援に取り組んでいるのは、法務省だけではなく、財務省や経済産業省など他省庁も取り組んでいますので、日本としていかにして統一的な方針のもと、取り組んでいくか、という点です。日本としては、何のためにどのような法整備支援を行うかということ

す。本年4月に海外経済協力会議によって、「法整備支援に関する基本方針」が承認されましたが、そこでは、「法制度整備支援は良い統治（グッドガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来にわたり、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールである」とされました。今後は、その基本方針に沿った支援をどのように進展させていくのが我々実際に法整備支援に関わる者全体に問われることとなります。

Q5

法整備支援という分野について、途上国等の外国に行くことでしか関わることはできないと考えて、関わることを断念する修習生、法律家の方は多いようなのですが、実際、やはり日本にいながらにしていることというのは、無いものなのでしょうか？

全く日本の外に出ないで法整備支援に関わる、というのは難しいかもしれません。

しかし、日本の外に出てゆくリスクよりも、それにより得られるものの方が、はるかに大きいのではないのでしょうか。現地に赴いて法整備支援にかかわれば、その国の法律にかなり詳しくなります。そうした知識は、その国に進出しようとしている企業からすれば、取引上のメリットが大きいですから、大きな武器になると思います。法曹資格を有する人が現地で法整備支援に取り組めば、帰る頃にはその国の一定の範囲の法律、さらに法整備支援に携わる間に比較法的に見直すはずである日本の法律及び法制度の成り立ちなどについての一定の見識が得られるとともに、法整備支援の手法等について習

得しますので、まさにその分野のエキスパートと言っても過言でないほどになっているでしょう。ただ、やはり、日本での実務経験を積んでから現地に行く方がよいと思います。一定期間の実務経験があれば日本で法がどのように機能しているのかを体感できているはずであり、その経験を現地での活動に応用しつつ、知見を提供できるからです。ただし、現地での活動によっては、理論的な部分のみの知見で足りる場合もありますし、現地で主として理論研究をするというような場合もあるでしょうから、必ず実務経験が必要とはいえないと思います。



カンボジアの裁判官・検察官養成校における授業風景

Q6

最後に、修習生やこれから法律家を目指す人たちに対して、一言お願いします。

法整備支援というのは、法曹の国際的な活動としては、ごく一部でしかありません。国際的な活動といえば、渉外事務所に入ったり、国連等国際機関

に入ったりして活動することのほうがよく知られています。

他方、これからの法曹は、国際的な場面とのかかわりは不可避であると思います。ですから、国際的なものに目を向けて勉強するのはとても大切です。たとえば、顧問先の企業が売った商品が、海外で問題を起し、訴えられることもありえますし、国際結婚も増えていますから、涉外的な要素が入ってくる場面が多くなってゆくでしょう。このように、これからの法曹は、国際的なものとのかかわりは避けられないと思いますから、国際的な分野を特別視せず、常に自分の将来における業務の一つとして勉強する態度が必要であると思います。

[文責：久保田祐佳]



カンボジアの裁判官・検察官養成校における民事模擬裁判風景